

しまぎん UC カード会員規約（個人）（改定部分のみ）

2022 年 4 月からのご利用明細有料化に伴い、会員規約の一部を下記のとおり変更いたします。（変更部分＝赤字）

旧	新
<p>第 14 条（届出事項の変更）</p> <p>2. 当社が本人会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したとみなします。但し、前項の変更手続を行わなかったことについて、やむを得ない事情があると当社が認めた場合はこの限りでないものとします。</p>	<p>第 14 条（届出事項の変更）</p> <p>2. 当社が本人会員から届出があった連絡先に<b>ご利用明細書</b>、通知書等を送付した場合、<b>または届出があった E メールアドレスにメールを送信した場合は</b>、それが未到着のときでも通常どおりに到着したとみなします。但し、前項の変更手続を行わなかったことについて、やむを得ない事情があると当社が認めた場合はこの限りでないものとします。</p>
	<p><b>2022 年 4 月改定</b></p>